

令和3年第1回  
笠置町議会臨時会会議録  
(第1号)

令和3年2月19日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第1回（臨時会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和3年2月19日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年2月19日 13時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年2月19日 10時15分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	総務財政課 主 事	足立奈未	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和3年第1回笠置町議会会議録

令和3年2月19日～令和3年2月22日 会期4日間

議 事 日 程 (第1号)

令和3年2月19日 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第7号)の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

追加日程

- 第1 会期延長の件

開 会 午後1時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、こんにちは。

本日、ここに令和3年2月第1回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労様です。

本臨時会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、なるべく密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう併せて皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

ただいまから令和3年2月第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本英人議員及び6番、田中良三議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る1月29日、笠置町議会議長名で中町長に対し、書面による厳重注意を行いました。町長の日頃の言動は、我々笠置町議会議員及び関係者に対し、公人としてあるまじき軽薄な行為が見受けられます。この度問題となった発言については町議会と議員を軽視した重大な発言であったと、相手方に誤解を与えたことは、議会及び住民に不安と不信感を与えるものと思われ、自治体の首長として有るまじき行為でありますので、今後はこのようなことがなきよう、十分に反省をされ、公人である自覚を常に持ち、他者に与える影響力を常に意識した発言と行動をとられるよう、注意いたしました。

以上、議会報告とします。

なお、議会運営上、今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

なお、本日は写真撮影の申請があり、許可しましたので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

行政報告。1月16日笠置町で最初のコロナウイルス感染症の陽性患者が確認されました。この件に関し、私が町の緊急対策会議や京都府の公式発表以前にその一部の情報を話してしまった結果、根拠のない噂が広まり、多くの方に御迷惑をおかけする結果となってしまいました。住民の皆様をはじめとして関係者の皆様には心からお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

京都府や山城南保健所では感染拡大の防止のため、現在も精一杯の御努力を続けておられます。その発表後、既に1か月が経過し、また、京都府下での新規感染者数は大幅に減少傾向にあります。この間、医療関係者をはじめとして献身的な努力を続けてこられておられる方々に、この場をお借りしてあらためて敬意と感謝を表したいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症は、いつ誰がかかってもおかしくない伝染病の一種です。仮に感染されたとしても、その方に責任があるわけではございません。住民の皆様にあつては、こうしたことを十分に御理解いただき、自身や御家族、友人や知人への感染を防止するために、引き続き感染予防のための行動をとっていただくと同時に、根拠がない噂に惑わされることのないよう、あらためてお願い申し上げます。

また、先ほどの議長からの議会報告にもございましたように、1月25日付けで町長としてあるまじき言動があり、議会及び住民の皆様方に不安や不信感を与えたという指摘をされ、嚴重注意の通告を受けました。今後は2度とこのようなことがないように、この嚴重注意を真摯に受け止め、議会との二元代表制のもと、開かれた町政を目指して精進していく所存でございます。

さて、本年2月21日、宮城県及び福島県にて福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生いたしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

次に、笠置町では笠置町公共土木事業の指名業者6社と、災害時における笠置町所管公共土木施設等に関する緊急的な災害対策業務に関する協定書を取り交わしました。本協定は避難路や救援物資の搬送路にあたる道路の通行を確保するための応急的な対策工事をお願いすると共に、町営住宅が被災した場合の被害拡大の予防や、早期復旧を目的とするものです。

笠置町では引き続き住民の皆様が安心して暮らしていけるよう災害発生時における町内の事業者様や、近隣自治体などとの協力体制をより強固なものとするための政策を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで、諸般の報告を終わります。

---

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7,129万8,000円を追加し、歳入歳出総額を21億3,285万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、常設型の非接触式の体表温度測定器として154万円や、緊急事態に基づく京都府の時短要請に伴う協力金の笠置町の負担分として114万1,000円を計上しています。また、避難所等に非常用電源として配備する発電機や小型バッテリー費用として669万9,000円を計上しております。

民生費では、医療・介護事業所支援事業として40万円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援として170万円を計上しています。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの住民予防接種を実施するための体制を構築するための費用として2,471万1,000円、医療・介護事業所支援事業として60万円を計上しています。

また、商工費では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が延長されたことにより、町内事業者への影響が拡大していることから、笠置町事業継続おうえん給付金事業として3,505万円を計上しております。

歳入の主なものは、国庫負担金や国庫補助金、普通交付税を充当しております。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件について説明させていただきます。

私の方からは、歳入と議会費と総務財政課所管の予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入の方から説明させていただきます。7ページを御覧ください。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、普通交付税として390万8,000円を計上させていただいております。今回の補正予算の財源不足分として計上をさせていただいております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では新型コロナワクチンに関する接種対策費国庫負担金として474万3,000円を計上しております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,267万9,000円を計上させていただいております。また、3目衛生費国庫補助金では、接種体制確保国庫補助金として1,996万8,000円を計上させていただいております。

歳入については、以上となります。

続きまして、議会、総務財政課所管の歳出について説明をさせていただきます。議案書の8ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、10節需用費では3万5,000円を計上させていただいております。これは非接触赤外線体温計として2台分を計上させていただいております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では6万円を計上させていただいております。

まず、委託料として個人情報取扱台帳整備で33万円の減額とさせていただいております。この事業につきましては、笠置町における個人情報取扱事務で保有している個人情報ファイルについて、紙媒体で今ファイル簿として作成をしております。これを町のホームページで公開する仕組みを作ることで、紙媒体のファイル簿を職員や住民が供覧することで、窓口対面の回数等を削減し、回避することで感染リスクの低減を図るために実施しておるわけですが、これの契約減に基づいてここに計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金では、団体助成費として39万円を計上させていただいております。これにつきましては、換気の悪い密閉空間とならないようにするための換気・空調機能強化に対する経費への支援でございます。

続きまして、6目企画費では、17節で業務用品として142万円を計上させていただいております。これは、常設型の非接触式の体表面温度測定器を各施設に設備するための費用でございます。役場や産業会館など7か所に設置を予定しております。これにつきましては、施設に入られる際に画面に顔を映していただき、それによって体表面温度を自動的に測るこ

とができるものです。あらかじめ設定した以上の温度を検知した場合には、対象者に接触することなく、瞬時に画像アラートで即座に通知することができ、検査する側のリスク等を抑えることができるものでございます。このように感染症対策を行うことで、利用される方が安心して使っていただける環境整備をいたします。

それから、この体表面の測定器については154万円ですが、それと合わせまして次亜塩素酸水の生成器を以前の予算で上げさせていただいておりましたが、その入札減が12万円ありましたので、それと合わせて計上させていただいて、予算では142万円の計上となっております。

続きまして、8目防災諸費でございます。防災諸費として669万9,000円を上げさせていただいております。これについては、町内の避難所等には、現在、非常用の電源が配備されていないため、停電となった場合、施設内の換気等の新型コロナウイルス感染症対策が行えないため、電源を確保するために発電機や小型バッテリーを購入するものでございます。なお、発電機につきましては、利用可能な燃料が1つの場合、その燃料が手に入らなくなると使用できなくなってしまうために、LPガスとガソリン燃料を両方使用できるハイブリッド型の発電機の配備を考えております。

また、笠置町は一般社団法人京都府LPガス協会と災害時の協定を結んでおり、災害時ににおける安定的な燃料供給を期待できるものと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

予算の説明に入ります前に、午前中に全員協議会の中でご説明させていただきました事業調書の資料の中に、間違いがございましたので、訂正とお詫びをさせていただきたいと思っております。

訂正箇所につきましては、事業調書の資料5になります。

医療・介護事業所支援事業、介護保険事業分というものでございます。

趣旨の中の上から3行目の後段、「医療・介護を担う貴重な資源となっている」という、「資源」のところを、「事業所」に訂正させていただきたいと思っております。「医療・介護を担う貴重な事業所となっている」というかたちに訂正させていただきます。

また、同じく資料8の同じ事業の医療事業分も趣旨の中に同じ表現がございますので、「貴重な資源となっている」のところを、「貴重な事業所となっている」に訂正させていた

できます。誠に申し訳ございませんでした。

では、保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましてご説明させていただきます。

予算書の8ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費で6万8,000円の減額をさせていただいております。内容につきましては、委託料で敬老会記念品発送委託といたしまして、発送対象者の減、梱包用資材の変更に伴いまして委託料が減額しましたので、その分の減額となっております。

次のページを御覧ください。

同款、1項社会福祉費、5目老人福祉施設費で40万円計上しております。内容につきましては、医療・介護事業所支援事業（介護事業所分）といたしまして、コロナ禍の中で感染対策を講じながら事業を継続していただいている事業所に対しまして、笠置町におきましては数少ない貴重な事業所でございますので、今後も安定的に事業を行っていただくための支援といたしまして、1事業所当たり20万円の給付金を支給するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で170万円計上させていただいております。内容につきましては、昨年に実施させていただきました子育て世帯への臨時特別給付金、児童手当の対象者1人につき1万円の給付をさせていただいたところでございますが、コロナの影響がまだ続いているということでございますので、臨時特別給付金の追加の支援といたしまして、同じく児童手当の受給対象者1人につきまして、今度は3万円の給付金を支給させていただくものでございます。

役務費の2万円につきましては、案内の郵送料及び振り込み時の振込手数料となっております。

負担金補助及び交付金で168万円計上しておりますのは、給付金の部分でございます。56名分かける3万円で168万円の予算を計上させていただいているところでございます。

同じく2目保育園費では、12万円の減額をさせていただいております。内容につきましては、備品購入費で12万円の減額、次亜塩素酸水生成器の入札によります減額でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、2,471万1,000円を計上させていただいております。この予算につきましては、コロナウイルスのワクチン接種に係ります予算でございます。

ワクチン接種について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

予防接種につきましては、1度に多くの方に接種できるようにということで、集団接種を予定しているところでございます。集団接種のフォローとして個別接種、医療機関での摂取になりますが、そちらをフォローして実施していこうというところで考えております。

接種につきましては、国からの優先順位が示されているところでございますが、まずは医療従事者、その次に65歳以上の方の高齢者というような優先順位になっております。町内の65歳以上の方につきましては、今後、3月下旬以降になる予定でございますが、町から対象の方に接種券等の案内を送付させていただき予定としております。接種につきましては、ワクチンがいつ頃供給されるのか今のところ未定ではございますが、現在のところ、65歳以上の方の集団接種の接種日につきましては、4月下旬頃を予定しております。会場につきましては、広い接種会場、また駐車場の確保等のことから、いこいの館を予定しているところでございます。接種日が正式に決定いたしましたら、対象者の方にはお知らせさせていただきたいと考えております。そこから予約の電話をしていただくというスケジュールを考えているところでございます。

では、それぞれの予算の説明をさせていただきます。

まず、報酬といたしまして202万4,000円。これにつきましては、電話予約の受付等に係ります会計年度任用職員の報酬でございます。

報償費で967万8,000円。これにつきましては、集団接種時の医師、看護師等の報償費となっております。

需用費で130万2,000円。これにつきましては、接種券ですとか集団接種時の消耗品等となっております。

続きまして、10ページの役務費で45万7,000円。これにつきましては、接種券等の郵送料でございます。

委託料で834万6,000円。主なものといたしましては、予防接種の予約に係りますシステムの委託。また、集団接種会場の設営委託で662万円を計上しているところでございます。

工事請負費で42万円。主なものといたしまして、予約の受付に係ります電話回線を2回線新たに引く予定しておりますので、その引き込み工事等でございます。

備品購入費で248万4,000円。これにつきましては、ワクチン保管用の冷蔵庫の停電時対応の非常用電源。また、集団接種時に使用いたします備品等の費用でございます。

続きまして、3日診療所費で60万円計上させていただいております。内容につきましては

は、老人福祉施設費のところでは介護事業所分のご説明をさせていただきましたが、その医療事業所分でございます。同じくコロナ禍の中で、感染症対策を講じながら事業を継続していただいている貴重な事業所に対しまして、今後も安定的に事業を行っていただくための支援といたしまして、同じく1事業所当たり20万円の給付金を支給する予定としております。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、商工観光課所管の歳出予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

中ほどの2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費でございますが、18節負担金補助及び交付金で81万1,000円を計上させていただいております。内訳といたしまして、一般社団法人観光笠置への補助金が33万円減額となっております。こちらにつきましては、笠置町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によります、キャンプ場3密解消事業の完了に伴う減額となっております。減少いたしました内容といたしましては、当初、キャンプ場により近い場所での配信作業を行いたいということで、新規のインターネット回線並びに電源工事を見込んでおりましたが、現在の観光笠置の事務所等でもこのような作業が行えるということで、この費用が不用になったものでございます。

同じく、京都府緊急事態措置協力金114万1,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、京都府に緊急事態宣言が発令されたことによりまして、府内の飲食店等に営業時間の短縮要請が行われたところでございます。この要請に応じていただいた事業者には、要請に応じていただいた日数に対し、1日6万円の協力金が支払われますが、この経費に係る町の負担金となっております。笠置町内では、11事業所への支払いを見込んでおるところでございます。この金額の積算の内訳でございますが、協力金につきましては、今申し上げましたとおり、11事業所かける最大の25日間というものを見込んでおまして、1日当たり6万円で合計1,650万円となります。これに対しまして、負担割合が定められておまして、国が8割、地方が2割とされております。この地方負担分の3分の2を京都府が負担いたしまして、残りの3分の1を市町村が負担することになっております。この1,650万円かける2割のそのまた3分の1というかたちで、笠置町での負担につきましては110万円となってまいります。

同じく、事務費につきましても市町村での負担分というものが定められておまして、こ

れにつきましては、京都府内の全体の協力金支給店舗数に対する各市町村での支給店舗数の按分により負担をするということになっておりまして、こちらの方が4万224円ということで、総額で114万1,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、予算書の10ページをお願いいたします。

下段の6款商工費、1項商工費、2目商工振興費で、補正額3,505万円を計上させていただいております。

18節の負担金補助及び交付金でございますが、笠置町事業継続おうえん給付金として3,500万円を計上させていただいております。本事業の内容につきましては、京都府においても、2月2日、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が延長されたことによりまして、町内事業者への影響が拡大していることから、今後も事業継続する意思のある町内事業者に対し必要な支援を行うものでございます。実施の内容といたしましては、令和2年1月から12月までの任意の月の事業収入が、前年同月と比較して20パーセント以上減少しているなど、一定の要件を満たす町内事業者に対し、一律35万円の給付金を支給するものでございます。1事業所当たり給付金35万円かける100事業者ということで、3,500万円を計上させていただいております。なお、この事業者数に関しましては、現在の商工会の会員数が74名でございますが、支給対象を20パーセント以上の減少率とすることで、ほとんどの会員が対象となるということが見込まれてまいりますが、それ以外の非会員の事業者や農林業の事業所得者なども支給対象となり得ることから、若干の余裕を見させていただき、100事業者とさせていただいております。

1つ上に戻りますが、12節委託料につきましては、この支給対象者の大半が商工会の会員であることから、本制度の周知や申請手続きの補助など、事務を商工会に委託したく5万円を計上させていただいたものでございます。以上、簡単ではございますが、商工観光課所管の歳出予算につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） ただいま議題となっております議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）は、審議が不十分でありますので、総合常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件は、総合常任委員会に付託することに決定しました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後2時04分

再 開 午後4時55分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（大倉 博君） ただいま総合常任委員会を開催していましたが結論が出ず、会期の延長を諮ります。

お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

議長（大倉 博君） 追加日程第1、「会期延長の件」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日までと議決されていますが、議事の都合によって2月22日までの4日間に延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、会期は2月22日までの4日間に延長することに決定しました。

---

議長（大倉 博君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

議長（大倉 博君） 本日は、これで延会します。

第2日目は、2月22日午後1時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦勞様でした。

延 会 午後4時57分